

## 1 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業内容や事業実績，運営体制を総合的に評価し，委託業務の実施状況や課題を把握することで，センターが圏域ごとに重点的に取り組むべき業務を明示し，センター機能を強化するとともに，センターを担う運営法人としての適正について判断することを目的とする。

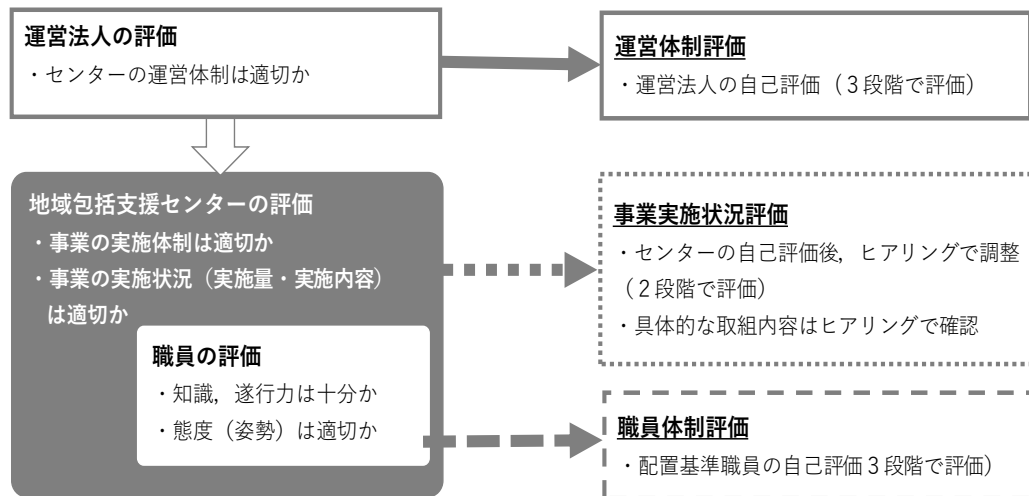
## 2 評価期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（令和5年度）

※評価は3～4年ごとに実施（次回は令和8年度を評価期間として実施予定）

## 3 評価の構造

令和元年度に実施した構造と変更なし（評価指標も変更なし）



## 4 評価の範囲

函館市地域包括支援センター運営事業のうち，以下の業務を評価の対象とする。

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・介護予防ケアマネジメント（居宅要支援被保険者に係るものを除く）
- ・地域ケア会議推進事業

## 5 評価の実施方法

令和6年度に令和5年度の評価を実施

センターから評価票の提出

→センターの管理責任者へのヒアリング→評価結果（案）の作成

→運営法人の代表者へのヒアリング→評価結果（案）の修正

→運営協議会にて評価結果（案）について協議→評価結果の確定